

事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針

2020年4月2日

はじめに

「健康スコアリングレポート」は、「未来投資戦略2017」（2017年6月閣議決定）を受け、各保険者の加入者の健康状況や医療費、予防健康づくりへの取組状況を見える化し経営者に通知する取組として2018年度から実施してきた。今年度、「成長戦略フォローアップ」（2019年6月閣議決定）において、「令和3年度からは、事業主単位で実施する」ことが示された。これに基づき、日本健康会議の下に設置された本ワーキンググループにおいて、保険者単位の健康スコアリングレポートの実施状況等を踏まえ、事業主単位のレポートの内容について議論し、以下の方針で実施することとする。

1. 健康スコアリングの役割

（1）健康スコアリングの役割

健康スコアリングの目的は、企業と健保組合が従業員等の健康に関する問題意識を共有することにより、両者の連携による取組（コラボヘルス）が促進され、従業員等に対する予防・健康づくりの取組を活性化させることである。そのため、健康スコアリングレポート（以下「レポート」という。）は、コラボヘルスを推進する上での最初のステップとなるコミュニケーションツールとしての役割を果たすことを想定している。また、保険者がデータヘルスを行う際に、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するためのツールにもなっていることを踏まえ、現行の保険者単位のレポートは、引き続き実施する。

（2）健康スコアリングレポートの特徴

レポートは、保険者と事業主が連携するための最初のステップとなることを想定していることから、事業主にとってわかりやすいものとなるよう、レポートの内容は最低限必要な情報に限定している。そのため、保険者はレポートを共有する際、コラボヘルスの実施状況に応じて、独自の分析や民間の専門事業者等を活用した詳細なデータ分析をすることや、具体的なアクションにつなげるための対応策の提案を行うことが望ましい。

2. 「事業主単位」の定義

コラボヘルスを推進する上では、事業主や企業の人事・労務管理の担当者、産業スタッフ等と連携することが重要であり、事業主単位のレポートはそのためのツールとして活用してもらうことを目的としている。

健保組合の多くが複数の事業所で組織されている中で、社会保険の適用については、人

事・労務管理等がなされている事業所（適用事業所）の単位で行っており、事業主単位のレポートについては、目的に鑑みると、「適用事業所単位」で作成することとする。

3. 事業主単位のレポート作成概要

健保組合は、適用事業所（以下「事業所」という。）ごとに保険証等に記載されている「記号」を付番し、管理している。この「記号」は、レポートを作成するために必要なレセプト・特定健診等のデータにも記載されているため、事業主単位のレポートは、「記号」をキーとして作成する。

事業主単位のレポート作成に必要な「記号」を含むレセプト・特定健診等データは、2020年度分から支払基金で収集されるため（※）、支払基金においてレポートを作成する予定である。

（※）特定健診等データは現在、保険者で匿名化した上で支払基金へ提出されているが、オンライン資格確認システムの導入に伴い、マイナポータルで本人が特定健診等データを確認できるようにするため、「記号・番号」情報等を含む匿名化前データが保険者から支払基金へ提出されることとなる（開始時期については調整中だが、2021年1月～を予定）。

4. 事業主単位のレポートの作成方針

（1）作成対象

作成対象は、被保険者数50名以上の事業所とする。ただし、保険者が地域別や業態別等の観点から複数の事業所を事業主マスタ（※）にまとめて登録し、被保険者数の合計が50名以上になる場合は、当該複数の事業所について1つのレポートを作成することができる。

なお、小規模の事業所におけるコラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポート作成対象となる被保険者数については、実施状況を踏まえ引き続き検討する。

（※）事業所と記号が1対1で対応していないケースもあるため、事業主単位のレポート作成には、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要である。

（2）送付時期

事業主単位のレポートは、保険者が支払基金に提出した特定健診等データをもとに、法定報告の結果公表の前に作成できるようになるため、前年度の特定健診等のデータを用いたレポートを作成することが可能となる。

可能な限り最新の情報をレポートに記載することで、事業主への訴求力が高まるため、特定健診等の実施年度の翌年度中にレポートを送付する。なお、保険者単位のレポートも、事業主単位と併せて送付することとする。（※）

（※）レポートに記載する保険者単位の特定健診等の実施率は、厚生労働省が実施年度の翌年度末に公表している。支払基金において、レポートに記載する特定健診等の実施率は、公表値と同様の方法で算出するなどして、両者の差が生じないように努める。ただし、レポートにおいては、速報値であることに留意を求めなければならない。

(3) 送付方法

コラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポートについても、保険者を通して事業所に通知する。

5. 事業主単位のレポートの構成

(1) レポートの掲載データ

事業主単位のレポート(本紙)については、事業主への訴求力を高める観点から、被保険者のデータのみを用いて作成し、被扶養者のデータの扱いについては、レポートの活用状況等を踏まえて検討する。

なお、保険者単位のレポートでは参考資料において、性別・年齢階級別等の詳細データを記載していたが、事業主単位の場合は母集団が小さくなり、個人の特定につながるリスクがあること等を踏まえ、参考資料は保険者単位のレポートにおいてのみ作成することとする。

(2) レポートの項目

事業主単位のレポートの項目は、保険者単位のレポートと同様、

- ・ 特定健診・特定保健指導
- ・ 特定健診の検査項目である健康状況5項目（肥満、血圧、血糖、脂質、肝機能）
- ・ 特定健診の間診項目である生活習慣5項目（喫煙、運動、食事、飲酒、睡眠）

とする。特定健診・特定保健指導については実施率、健康状況及び生活習慣については、作成対象となる全事業所平均を100とした場合の相対値（スコア）を掲載する。

なお、医療費については、事業主単位にすると母数が少なくなり被保険者1人の影響による変動幅が大きくなることが想定されるため、事業主単位のレポートには載せない。

(3) 各項目の参考データ

- ・ 全体の中での立ち位置

全事業所や同業態における自事業所における立ち位置を明らかにするため、作成対象となる全事業所平均や事業所の業態平均、また各事業所のスコアを5段階等を表示する。

- ・ 目標値

保険者単位と同様、保険者・事業主等による予防・健康づくりや業態全体での取組を一層促すため、「特定健診・特定保健指導実施率」及び「生活習慣」については5段階評価において、スコアの向上に必要な人数を記載する。

- ・ 経年変化

中長期的な取組成果や健康リスク・課題が見える化するため、過去3年分のデータを示す。

* 2020年度の特定健診等データから事業主単位化するため、初年度は、過去のデータは表示されない。

(4) データの表示基準

データの表示基準については、保険者単位のレポートと同様、以下のとおりとする。

- ・「特定健診・特定保健指導の実施率」は、全て表示
- ・「健康状況・生活習慣」は、対象となる被保険者数が50名未満の場合は非表示

6. 事業主単位のレポートにおける留意点

事業主単位のレポートを作成するためには、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要となる。また、各指標の算出や同業態との比較を示すにあたり、各事業所の特定健診の対象者数や業態分類等の情報も必要となるため、事業主マスタの作成と併せて保険者から登録してもらう必要がある。

そのため、事業主単位のレポートは、事業主マスタを提供した保険者が対象となるが、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するというレポートの趣旨を踏まえ、できる限り多くの事業主の情報を収集する必要があることから、事業主マスタの作成に当たっては、保険者に協力を求めていく。その際、保険者の事務負担をできる限り軽減する観点から、事業主マスタの登録形式等を決める際は、保険者の意見を踏まえながら進めることとする。

* 事業主マスタの詳細については、別途通知する予定。

◆健康スコアリングレポートスケジュール(予定)

